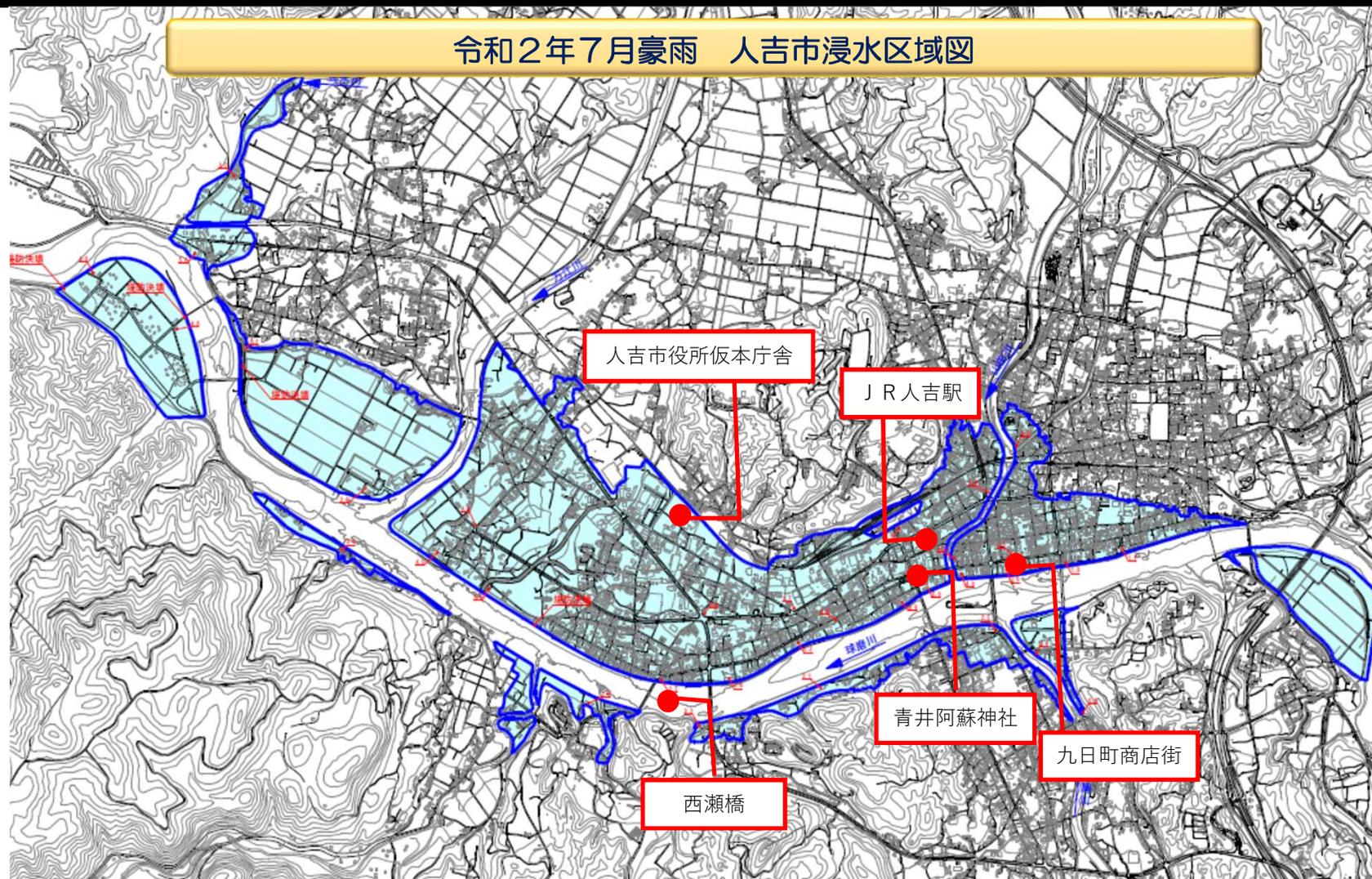


令和2年7月豪雨に係る 被害状況及び人吉市の対応

令和2年11月2日
人吉市

①被害の状況



※熊本県河川課提供

①被害の状況



発災直後の人吉市街(上空写真)

国土交通省九州地方整備局提供



発災直後の人吉市街(上空写真)

国土交通省九州地方整備局提供



中心商店街 紺屋町(同地点)



発災直後の人吉市街
(西瀬橋付近)

①被害の状況



水面上昇中の様子 下青井町



人吉駅の裏



人吉橋付近(右側が青井阿蘇神社方面)



カルチャーパレス(駐車場)

①被害の状況



①被害の状況



西瀬橋の仮復旧工事完了し、
9月4日から通行可

①被害の状況

区 分		被 害
人的被害	死 者	20人
	行方不明	0人
	重 傷	2人 ※
	軽 傷	11人 ※
住家被害	全 壊	881棟
		1,076世帯
	半 壊	1,406棟
		1,836世帯
	一部損壊	270棟
		275世帯
り災世帯数		2,912世帯

※負傷者数は、消防庁災害報告取扱要領による人数

区分	件数	被害金額(千円)
福祉施設、衛生施設 など	81	5,561,600
商工 工業 観光 など	990	27,904,790
農業 (うち、農作物・農地)	451 (525.8ha)	9,675,134 (5,080,853)
林業	9	199,000
公共土木施設(河川、道路、 橋りょう、下水道) 公園等 公営住宅	103	11,330,392 ※河川、道路、橋りょうは被害額確認中のため未算定
公立文教施設 社会教育施設 文化財	27	747,880
公共建物	4	362,000
被害総額		55,780,796

R2.10.5現在
住家被害は含まず

②発災前後の動き

	時間	警報などの動き	市の対応
7月3日(金)	17:30		第1回災害対策本部会議開催
	21:39	大雨警報発令	
	21:50	土砂災害警戒情報発令	
	22:00		災害対策本部総務班待機
	22:52	洪水警報発令	
	23:00	警戒レベル4避難勧告発令 (土砂:矢岳町、東間校区、大畑校区)	指定避難所開設 防災行政無線で放送
7月4日(日)	4:00	警戒レベル4避難勧告発令 (洪水:市内全域)	
	4:50	大雨特別警報発令	
	5:00		総務班全員招集
	5:15	警戒レベル4避難指示(緊急)発令 (洪水:市内全域)	指定避難所開設(東西コミセン、西瀬コミセン以外) 防災行政無線で放送
	8:55		防災行政無線で放送(市房ダム緊急放流関連) ※最終的に緊急放流は中止となる※
	11:50	大雨特別警報 → 大雨警報へ	

災害対応① 避難者の状況

避難者の状況

- ・新型コロナウイルス感染症影響下での避難所設置のため感染症対策を徹底
(3密の防止、マスク着用、手洗い、消毒、検温、パーテーション)

支援物資の状況

- ・全国からの支援物資のほか、国からのプッシュ型支援物資の提供

◎避難所・避難者

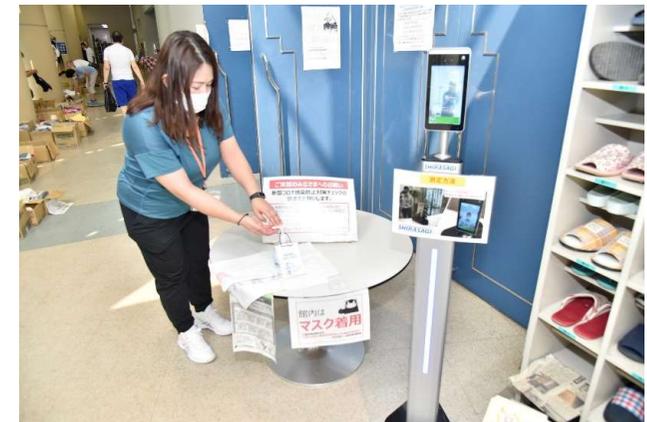
指定避難所数(同時開設)	最大13カ所
福祉避難所	6カ所
避難者数	最大1,263人

◎主なプッシュ型支援物資

- ・エアコン、スポットエアコン
 - ・段ボールベッド
 - ・パーテーション
 - ・洗濯機
 - ・冷蔵庫
 - ・空気清浄機
 - ・寝具類
 - ・テレビ
 - ・除菌スプレー、マスク関係
 - ・食糧関係
- 等

避難所	世帯数	避難者数
中原小学校	5	9人
人吉スポーツパレス	105	171人
人吉第二中学校	10月26日閉鎖	
人吉東小学校	10月27日閉鎖	
人吉西小学校	10月10日閉鎖	
福祉避難所	2	2人
合計	112	182人

みなし避難所	世帯数	避難者数
ビジネスホテルあおやぎ	7	17人
まちなかホテル丸一	6	12人
丸恵本館	7	15人
松屋温泉ビジネスホテル	11	17人
合計	31	61人



R2.10.27時点

災害対応② 被災者生活支援・住まい再建支援

- ・生活や住まい再建支援にかかる相談・申請窓口開設
- ・生活再建支援コールセンターの設置

支援の区分	件数
り災証明書発行数	3,232
被災者生活再建支援金 基礎支援金 加算支援金	1,909 388
住宅の応急修理支援 受付数	667 (見積無し:1、取り下げ:4)
賃貸型応急住宅 受付数	445 (受付:63、確定:383)
建設型応急住宅 受付数	354 (受付:212、確定:142)

◎市営住宅の提供状況

抽選期	募集数	応募者数
第一次	30戸	504
第二次	40戸	501
第三次	30戸	463
第四次	60戸	422
合計	160戸 (17団地)	1,890

R2.10.27時点

支援など区分	7月	8月	9月	10月	11月	12月
り災証明書発行業務	7月13日～ 家屋調査（一次）					
	7月20日～ 申請受付					
		8月14日～ 10月末（予定） 家屋調査（二次）				
	8月1日～ 証明書発行					
被災者生活再建支援金	8月1日～ 申請受付					
					支給 ^{※1}	
住宅の応急修理	8月1日～ 申請書配付					
	8月5日～ 申請受付					
	8月11日～ 審査・工事依頼					
	9月～ 順次完了検査・支払い処理					
賃貸型応急住宅	8月1日～ 申請書配付					
	8月5日～ 申請受付					
建設型応急住宅 ^{※2}	8月1日～ 9月11日 相談・申請受付					
	8月下旬～ 入居者選定後、順次入居					
土砂除去	7月12日～ 7月31日 道路上の堆積土砂の撤去・運搬					
	7月13日～ 12月末 宅内から搬出された堆積土砂の撤去・運搬					
8月1日～ 宅内（軒先）の堆積土砂を市が直接撤去・運搬						
公費解体・自費解体	9月5日～ 11日 受付日時の抽選					
	9月14日～ 受付					
	解体着手					

災害対応② 応急的な住まいの支援

建設型仮設住宅（最長2年間家賃無料）

整備箇所数 14か所 ※R2.11.27時点

建物概要 木造平屋建て

整備団地	建設戸数	完成（予定）
人吉城跡仮設団地	15戸	8月20日
梢山グラウンド仮設団地	33戸	9月5日
村山あやめ広場仮設団地	16戸	9月16日
下原田第一仮設団地	18戸	9月16日
下原田第二仮設団地	11戸	9月16日
西間上町第一仮設団地	51戸	10月7日
石野公園仮設団地	37戸	10月28日
村山公園仮設団地	84戸	10月28日
西間上町第二仮設団地	28戸	11月4日
下原田第一仮設団地（増設）	16戸	11月4日
下原田第三仮設団地	24戸	11月中旬
西間上第三仮設団地	14戸	11月中旬
鬼木仮設団地	16戸	12月上旬
川上記念球場サブグラウンド仮設団地	17戸	12月中旬
計	380戸	

R2.10月27日現在



単身向け： 1DK・6坪
 2～3人向け： 2DK・9坪
 4人以上： 3K・12坪

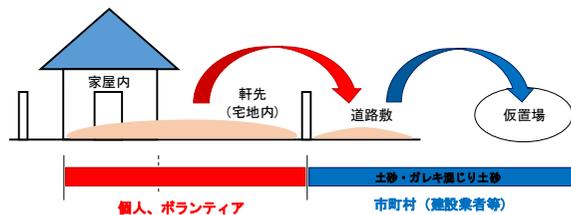


災害対応④ 堆積土砂の撤去

堆積土砂の撤去

- ・ 災害直後から、災害協定を結んでいる人吉市建設協会に依頼し、市道に堆積した土砂、宅地内から道路際まで運び出された宅地内土砂 を撤去し仮置場へ搬出
- ・ 1人暮らし高齢者など自力で搬出が困難な方等については直接撤去を実施（災害ごみ、がれき、流木、土砂）

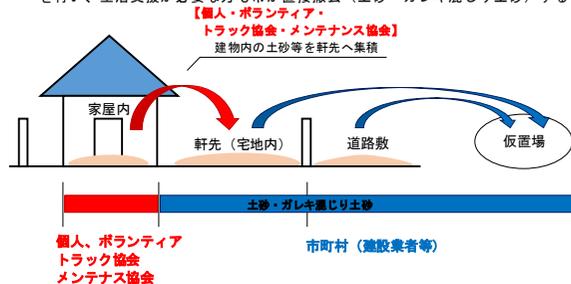
【基本型】土砂撤去スキーム



※災害ごみ（家財等）については、環境課にて対応

【推奨型】

ボランティア等のきめ細やかな作業と建設業者の機動力を有効に発揮し、作業のスピードを行い、生活支援が必要な方も市が直接撤去（土砂・ガレキ混じり土砂）する



1人暮らしの高齢者など、災害ごみやがれき、土砂などの撤去でお困りの人を支援します

1人暮らしの高齢者など、生活再建に向け特に支援の必要な人や撤去が困難な人を対象に、災害ごみやがれき、流木、土砂の撤去を市が支援します。撤去でお困りの人はご相談の上、申請してください。

対象者 1人暮らしの高齢者など、災害ごみ・がれき・土砂などの撤出や撤去が困難な人

申請期限 9月30日（水）

申請方法 市環境課窓口（下城本町1566番地1スポーツパレス東側プレハブ）に置いてある申請書に必要事項を記入し、窓口へ提出または郵送してください。

※申請書は市ホームページからダウンロードすることもできます。

※作業日まで期間を要します。あらかじめご了承ください。

※撤去する範囲は宅地（事業所を含む）内が基本となります。対象物は災害ごみ・がれき・流木・土砂です。

問合せ 市環境課災害廃棄物対策室 ☎22-2111 内線2711

災害対応⑤ 被災した中小企業等の再建支援

- ・ 人吉市内で約990事業所が被災し、被害額約280億円（8月4日時点：人吉商工会議所調査）。新型コロナウイルス感染症影響下でのさらなる災害発生となり、二重苦、三重苦の甚大な被害
- ・ 国は、中小企業再建対策を含む対策パッケージを決定（7月30日）
「なりわい再建支援補助金（新グループ補助金）」「被災小規模事業者再建事業（持続化補助金）」、「商店街災害復旧等事業」等
- ・ 事業者をサポートするためのワンストップ総合窓口開設： 「人吉なりわい再建サポートセンター」

令和2年7月豪雨で被災した事業者等への支援策 （経済産業省関連、合計428.9億円）

1. 災害復旧等に向けた補助制度

（1）なりわい再建補助金（新グループ補助金）【275.7億円】

- 従来のグループ補助金と自治体連携型補助金を拡充・柔軟化した新補助金を創設。
- 被害実態に合わせて数億円単位の被害にも最大3/4補助で支援。グループ要件を不要とするともに、コロナ禍の中で、今回の豪雨に加え、過去の災害でも被害を受けた事業者に対して、一定の要件の下、一部定額補助（※）を実施。
①熊本県：補助上限15億円（国：県=2:1、特交95%）
②福岡県・大分県：補助上限3億円（国：県=2:1、特交95%）
③その他被災県：補助上限3億円（国：県=1:1、特交70%）
（※）定額補助の上限 ①：上限5億円、②&③：上限1億円

- 事業者負担分については、融資の実質無利子化等、被害実態に合わせた十分な支援を行う。

（2）被災小規模事業者再建事業（持続化補助金）【113.5億円】

- 災害救助法が適用された県の被災した個々の小規模事業者が、機械・車両購入、店舗改装、広告宣伝等の事業再建に取り組む費用を幅広く補助。
・直接被災者：上限200万円（2/3補助）
・間接被災者：上限100万円（2/3補助）
- コロナ禍の中で、今回の豪雨に加え、過去の災害でも被害を受けた事業者に対して、一定の要件の下、一部定額補助を実施。

（3）商店街災害復旧等事業【2.9億円】

- 災害救助法が適用された県の被災した商店街のアーケードや電灯等の改修や、集客イベント等に取り組む費用を補助。
- 熊本県においては、中小機構による仮設店舗整備への支援を行う（定額補助）。

（4）石油製品販売業早期復旧支援事業【1.7億円】

- 災害救助法が適用された県の早期復旧、生活再建に必要な不可欠なSS（サービスステーション）の機能回復のため、被害を受けた計量機等の設備等の補修又は入替工事に係る費用を3/4補助。

2. 金融支援

（1）日本政策金融公庫等による資金繰り支援【21.0億円】

- 新型コロナ対策の実質無利子・無担保融資について資金使途を災害復旧資金まで拡大し、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた被災事業者を強力に支援する。
- 災害救助法が適用された県で、直接・間接・風評被害を受ける中小企業・小規模事業者に対して、事業の復旧に必要な資金を通常とは別枠で融資。直接被害者については最大1億円まで金利を▲0.9%引き下げ。

（2）信用保証協会による資金繰り支援【12.0億円】

- 災害救助法が適用された県で、一般保証（2.8億円、80%保証）とは別枠となるセーフティネット保証4号（2.8億円、100%保証）及び災害関係保証（2.8億円、100%保証※直接被害のみ）を実施。

（3）令和2年7月豪雨災害マル経【2.0億円】

- 被災した小規模事業者の資金繰りを支援するため、小規模事業者経営改善資金融資制度（マル経）について、災害対応の別枠を設け、貸付金利を最大▲0.9%引き下げる。

災害対応⑥ 災害ボランティア

災害ボランティアセンターを開設（7月10日）

- ・ 人吉社会福祉協議会、球磨村社会福祉協議会合同により設置（場所：人吉市東間コミュニティセンター）
- ・ 支援内容： 家の片付け、住居内の汚泥の除去、家財の搬出
- ・ 新型コロナ対策感染症対策のため、募集を県内の方に限定して実施

支援状況

	件数
受付件数	17,088名
活動数	1,774件
依頼総数	1,014件
完了数	512件
キャンセル数など	502件

R2.10月25日現在

